

砺波市教育委員会 教育長 あて

埋蔵文化財の所在確認について（照会）

次の土地について、埋蔵文化財の所在状況等について確認願います。

〔電話・FAX・Eメール〕にて回答願います。

氏名（会社名）	担当者名
住 所	〒
連 絡 先	TEL FAX
開発予定地	砺波市
計画の概要	<input type="checkbox"/> 個人住宅 <input type="checkbox"/> 集合住宅 <input type="checkbox"/> 店舗建設 <input type="checkbox"/> 宅地開発 <input type="checkbox"/> その他開発（事業内容：)

※ 太枠内のみ記入ください。

※ 開発予定地を示した地図（住宅地図など）がありましたら、添付願います。

埋蔵文化財の所在確認について（回答）

 ご照会の土地は、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当します。

《遺 跡 名》

《遺跡の種類》 散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 社寺跡 古墳 その他の墓 生産遺跡 その他の生産遺跡

《遺跡の時代》 旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他

工事等に際しては文化財保護法第93条第1項の規定により、**工事着手の60日前まで**に文化庁長官（富山県教育委員会教育長）への**届出**が必要になります。届出後、試掘調査、工事立ち会い又は慎重工事を行います。試掘調査の結果、埋蔵文化財が確認され、工事による影響が認められる場合、その範囲について**発掘調査（記録保存）等の措置を講じることになります。**

なお、試掘調査を含めて埋蔵文化財保護に関する諸手続きは相当の期間を要しますので、可能な限り早めに手続きを進めてください。

*届出の様式は、下記よりダウンロードできます。

砺波市ホームページ (<http://www.city.tonami.toyama.jp/>) →申請書ダウンロード→文化財保護法93条（届出）様式

*地方公共団体等の機関の場合は、文化財保護法94条（通知）様式にて提出下さい。

 ご照会の土地は、周知の埋蔵文化財包蔵地には該当していません。工事等の実施に際して、**事前の届出や調査等は必要ありません。**

なお、工事等の過程で新たに遺跡が発見された場合は、文化財保護法第96条第1項の規定により、その現状を変更することなく、すみやかに文化庁長官（富山県教育委員会教育長）へ届け出なければなりません。これに対して、工事等の停止、中止又は禁止を命じることがあります。

このような予期しない発見による工事の停滞を未然に防ぐため、包蔵地外であっても、試掘調査を実施する場合がありますので、ご相談ください。

月 日 担当：

砺波市教育委員会
〒939-1398 富山県砺波市栄町7-3
TEL:0763-33-1111 FAX:0763-33-1157
E-MAIL:shogaku@city.tonami.lg.jp